

松江市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

松江市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年松江市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第8条 法第87条第1項本文の行政機関等 が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的 記録の区分に応じ、当該各号に定める方法 とする。</p> <p>(1) 音声又は動画 専用機器により再生 したものの視聴又は電磁的記録媒体に複 写したものの交付</p> <p>(2) 略</p> <p>様式第2号 <u>別紙のとおり</u></p>	<p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第8条 法第87条第1項本文の行政機関等 が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的 記録の区分に応じ、当該各号に定める方法 とする。</p> <p>(1) 音声又は動画 専用機器により再生 したものの視聴</p> <p>(2) 略</p> <p>様式第2号 <u>別紙のとおり</u></p>

<改正後>

ア 30日以内に連絡がなかった場合、本決定による開示の実施を受けることができなくなります。開示を希望する場合は新たに開示請求が必要です。

イ 開示実施の日時は次の期間内で調整してください。

年 月 日から 年 月 日まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日などの閉庁日を除く。)

(3) 所管課

(4) 注意事項

開示実施日に本人確認をしますので、本人確認書類を御持参ください。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。